○財務省

二八〇 オーストラリア産電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税の課税期間が満了した件 二 三

二八一―二八五 政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示 五 195 一

二八六 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示 五 195 四

二八七 国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示 五 195 四

二八八 政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示 五 195 四

二八九―二九六 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 一〇 198 一二

二九七―二九九 国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 一〇 198 二〇

三〇〇 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示 一〇 198 二二

三〇一 自動車重量税印紙の形式の全部を改正する件 二六 208 五一

三〇二 物価連動国債の取扱いに関する省令第二条の規定に基づき物価連動国債の想定元金額の算出に関し必要な事項を定める件の一部を改正する件 二七 四

三〇三―三〇四 国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件 二七 210 二三

三〇五 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年八月三十一日までの輸入数量を告示する件 三〇 六

三〇六 平成二十五年度の初日から平成二十五年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件 三〇 六

三〇七 平成二十五年度の初日から平成二十五年八月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件 三〇 六

三〇八 各都道府県共同募金会が平成二十五年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件 三〇 六

三〇九 所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件 三〇 六

三一〇 法人税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件 三〇 六

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

九 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件 二 三

○財務省、農林水産省

二七 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件 一九 三

○財務省、経済産業省

七 株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件 三〇 212 三五

○財務省、経済産業省

五 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件 一九 204 三二

○文部科学省

一三四 重要無形文化財の指定及び保持者の認定の件 二六 二

一三五 重要無形文化財の保持者の追加認定の件 二六 二

一三六 文部科学省認定社会通信教育講座の通信教育の名称の変更を許可した件 三〇 六

一三七 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第三項の規定に基づく文部科学省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める件 三〇 212 三五

○文部科学省、環境省

三 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第四条第一項の規定の承認の件 二五 三

○厚生労働省

二八一 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件 二 三

二八二 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件 二 三

二八三 平成二十五年度における共同募金の実施期間を定める件 三 三

二八四 薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件 五 四